

公益財団法人新潟県環境保全事業団役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県環境保全事業団（以下「事業団」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、理事長、理事、監事、会計監査人及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、期末手当を支給する。
- 4 理事長には、報酬を支給することができる。
- 5 理事長の報酬は月額とする。
- 6 監事のうち、公認会計士の資格を有し、財産の状況等会計監査の実施及び理事の業務執行状況の監査等を行う者については、報酬を支給することができる。
また、監事のうち、公認会計士の資格を有しない者については、無報酬とする。
- 7 会計監査人には、報酬を支給する。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表に定める限度額の範囲内で、評議員会の承認を得て定めるものとする。

- 2 常勤役員の期末手当は、報酬2ヶ月分を年2回に分けて支給する。
- 3 理事長の報酬の額は、別表に定める限度額の範囲内で、評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 監事の一人当たりの報酬の額は、別表に定める限度額の範囲内で、評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 5 会計監査人の一人当たりの報酬の額は、別表に定める限度額の範囲内で、監事の過半数の同意を得て、理事会において定めるものとする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日及び支給方法並びに報酬等から控除する額等の支給に関する詳細は、公益財団法人新潟県環境保全事業団職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の例による。

(交通費)

第6条 常勤役員には、職員給与規程の例により通勤手当を支給する。

(費用)

第7条 事業団は役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人新潟県環境保全事業団の設立登記の日から施行する。
- 2 この規定は、平成28年10月1日から施行する。（第3条改正）

別表 報酬の限度額

理事長	月額	50万円
常勤役員	月額	48万円
監事	年額	150万円
会計監査人	年額	150万円